令和５年（チ）第４３号
清算法人　世界平和統一家庭連合

報　告　書（第７回）

令和８年１１月２４日

東京地方裁判所民事第８部非訟係　御中

清算人　弁護士　伊藤　　尚

報告書（第６回）の提出日頃から本報告書提出日までの清算人団による主な清算事務の経過の概要は、以下のとおりである。

１　債権申出等の状況

⑴　債権申出の状況

令和８年５月２０日に開始された債権申出の受付について、本報告書提出日前日の確認時現在における債権申出の申請者の数は、４１１名である。今後さらに増加していくものと見込まれる。

⑵　債権申出のための広報活動

ここで、これまでに清算人団が行ってきた債権申出を促すための広報活動についてまとめておく。

清算手続においては、法律上、債権の申出期間を定めることとされており、本件では令和９年５月２０日を期限とした。清算人は、債権申出を促すために、以下の方策を講じている（②以下については、当該広告を行うこととその費用を支出することについて、裁判所と協議し、その許可を得ている。）。

①　官報での公告の掲載

法律上求められているものであり、３回の官報公告を行った。

②　新聞広告の掲載

本件の債権申出期間の開始直後に、全国紙５紙（朝日新聞・読売新聞・日本経済新聞・毎日新聞・産経新聞）、ブロック紙３紙（北海道新聞・中日新聞・西日本新聞）及び各都道府県の発行部数上位の新聞紙上に、５段カラーの債権申出を促す広告を各１回掲載した。この広告掲載には約１億５０００万円の費用を要し、これを清算人が確保した現預金から支出した。

今後、債権申出期間の終盤にも再度同様の新聞広告を全国の新聞紙上に各１回掲載する予定である。その予算としても約１億５０００万円を予定している。

文化庁の指針（令和７年１０月２０日付け文部科学大臣決定「指定宗教法人の清算に係る指針」）でも、「債権の申出を促す工夫が求められる」とされており、新聞広告をはじめとする各種広告は特に有効であるところ、上記のとおり、清算人団の

掲載依頼に対して多くの新聞各社の賛同を得ることができ、全国の新聞紙に広告を掲載することができた。

③　テレビコマーシャルの放映

新聞広告の掲載後引き続く時期に、日本全国において、債権申出を促す１５秒のテレビコマーシャルを放映した。

テレビコマーシャルについても、新聞広告と同様、債権申出を促す工夫として有効であることから、清算人団において各放送局に依頼したところ、在京・在阪の主要放送局のうち東京１局及び関西１局、ほかに各都道府県の多数の地方局の賛同を得ることができ、ほぼすべての都道府県においてテレビコマーシャルを放映することができた。

放送局の賛同が得られなかったエリアについては、テレビコマーシャルの代わりに新聞広告の掲載回数を増やして対応した。

これらのテレビコマーシャルの放映と代替の新聞広告には、合計して約３億円の費用を費やした。

④　インターネット上の広告の掲載

インターネット上の広告についても約７０００万円の予算をかけて行い、また今後も行う予定である。

これらの広報活動については、相応の予算を要する。そのため、清算人としては、保全した資産を維持する一方、債権の申出を促進するという両要請に鑑み、相当な予算規模を検討し、裁判所とも協議のうえで、その許可を得て上記のような活動を行ってきたものである。新聞広告については好意的な反応が多く、また、弁護士会等の相談機関に相談してきた方からは、テレビコマーシャルやインターネット上の広告を見て相談に及んだといった声が多く聞かれるとも聞いている。

今後も、債権申出の増加状況を注視しつつ、さらにどの程度まで広報活動を行うかについて、慎重に検討して進める所存である。

⑶　外部の諸機関による広報活動

このほか、外部の各機関においても、債権申出を促す活動が行われている。

法務省は、ホームページにおいて、「法テラスにおける「旧統一教会」問題に関する取組について」との頁を設けて広報活動をされ、総合法律支援法に基づいて国が設立した団体である日本司法支援センター（「法テラス」）において、「法テラス全国ワンストップ電話相談会」を定期に開催するなどの活動をしている。

また、外務省は、海外安全ホームページ、ソウル日本大使館、釜山総領事館、済州総領事館のホームページにおいて、「「旧統一教会」の清算手続及び債権申出手続について」との広報を掲載している。

日本弁護士連合会は、令和８年８月に「旧統一教会に対する債権申出のための１１０番」を開設して相談を受け付け、全国の単位弁護士会において電話相談が行われるなど、広く広報活動と相談対応をしている。

これらのほか、債権申出を支援する弁護士団体等においても、債権申出を促し、ま

た相談に応ずる活動がなされていると承知している。

⑷　申出債権の調査の開始

清算人に対して申出がなされた債権については、清算人において順次債権の調査を開始している。

ところで、本法人内に存した献金等の記録であって清算人が確保できたものは、網羅的でなく、また時期や種類等も限られ、必ずしも十分とは言えない。また、申出人のなかには、過去の献金等の記録や証拠が十分に保存されていなかったり、記憶があいまいになっていたりする例も多い。

そこで、裁判所とも協議のうえで、債権申出の調査に当たっては、以下の方法によっている。

① 清算人がこれまでに把握できた本法人保有の各種の献金等の記録を確認する。

② 日本全国の約４００名の弁護士に清算人から清算人の代理人として債権調査業務を行うことを委嘱し、この調査担当の弁護士が分担してすべての申出人に面談し、本人確認をし、申出内容についての説明を聞き取り、提出された証拠についても説明を受け、内容について確認を行う。

③ 申出人が同意した場合には、本法人の関係者で申出人を知る者に対して、申出人の献金等に関する記憶等について調査を行う（この調査にも、清算人が委嘱した弁護士が関与する。）。ただし、この調査を行うかについては、清算人が委嘱した前記の弁護士が申出人に直接面談した際にその意向を確認し、申出した事実を他に知られたくない等の意向によりこの調査に同意しない申出人については、申出の秘密保護の観点から、この調査は行わない。

⑸　調査に要する期間

債権の申出人からは、いつ頃に調査がされ、またいつ頃に支払の方針が示されるかとの問合せもされているが、上記のように多数の申出債権について弁護士が直接申出人と面談し、慎重に調査活動を行うためには相応の時間が必要となるうえ、債権の調査を経て弁済しうる額を定めることにも時間を要する。そのため、今後も、債権調査活動には一定の時間を要することが想定されるので、ご理解をお願いしたいと考えている。

２　労務

本報告書提出日時点の本法人の職員は約３０名となっている。

残る職員についても、本法人の本部（東京都渋谷区松濤）の管理等に要する数名を残して、令和８年１２月１０日をもって解雇することとした。

３　資産

⑴　不動産

ア　賃借不動産

本法人が賃借する不動産については、順次賃貸借契約の解約及び賃借不動産の

明渡しを進めており、本報告書提出日までに９割超の賃貸借契約（教会その他の施設の建物賃貸借契約のほか、駐車場等の土地賃貸借契約を含む。）の処理が完了した。

イ　所有不動産

本法人が所有する不動産については、遊休不動産（本法人が利用しておらず、関連団体とされる法人・団体に使用させていた不動産を含む。）及び所有リスクが相対的に高い不動産について売却活動に着手したこと、その他の所有不動産については、物件の管理状況や物件が抱える各種のリスク等を踏まえたうえで、今後の管理及び処理の方針を検討してきたことは、前回までに報告したとおりである。

全国の各施設には、これまでは経理処理等を担当する本法人の職員がいたが、2のとおり、本部以外の施設に所属していた職員は全員解雇となり、その管理や保全に手間と費用が掛かる状況となった。

また、多数の施設について電気を供給する業者から電気の供給契約の更新を拒絶されたり、清算開始を理由としてキュービクル（建物の高圧受電設備）の点検業務の委託契約を解除されたりした施設があり、これらの施設については、早期に売却換価する必要が生じている。加えて、北方あるいは北陸などには、今後気温の低下により水道設備等について凍結のリスクを抱える物件もある。さらに、本法人は解散に伴い宗教活動を停止したことから、今後は所有不動産について固定資産税が課されることも見込まれる。

このような観点から、清算人は、清算手続の一環として、広く所有不動産を売却換価する活動に着手した。売却に際しては、可能な限り入札の手法を用いるなどして、手続を進めている。

なお、不動産の売却に当たり、購入候補者が金融機関から購入資金の融資を受けることが必要な場合もある。この点に関し、令和８年９月、文化庁より、金融庁を通じ、全国銀行協会の傘下金融機関等に対し、不動産等の購入を希望する事業者等が融資の申込みを行った場合において、当該不動産等の売主が本法人であること、また資金使途が本法人の所有不動産等の購入であること、のみを理由として融資の申込みを謝絶することがないようにといった周知・要請が行われた。

⑵　墓地・霊園

本法人に関係する墓地・霊園については、不動産の権利状況や、その経営者及び管理者の状況がさまざまであることから、清算人団は、墓地・霊園に係る権利義務関係の承継の方法等について、引き続き慎重に検討をしている。

４　訴訟等

本報告書提出日現在係属中の訴訟及び調停等は、いずれも本法人が被告又は相手方となっているものであるが、これらの訴訟及び調停等については、清算人団としては、従前どおり、本清算手続の進行状況を踏まえながら、適切に対応をしていく方針である。

以上